

第 6 号様式別表 9 の 2 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、地方税法（以下「法」といいます。）第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 132 号）による改正前の地方税法施行令第 20 条の 3 の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）第 10 条の規定による改正前の租税特別措置法第 66 条の 11 の 4 第 1 項の規定の適用を受ける法人が記載し、第 6 号様式別表 9 に併せて提出してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第 1 号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (4) 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年財務省令第 19 号）第 1 条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 の 2 第 2 項に規定する適合証明書の写しを添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「 第 1 号 法第 72 条の 2 第 1 項 ・ に 第 3 号 掲げる事業 」	事業の区分に応じて「第 1 号」と「第 3 号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「投資の額の累計額③」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 通算法人以外の法人 法人税の明細書（別表 7 (1)付表 5）の 3 の欄の金額 (2) 通算法人 法人税の明細書（別表 7 (2)付表 5）の 4 の欄の金額	
3 「特例対象控除未済欠損金額等（別表 9 の③） ⑦」	(1) 当該事業年度以前の事業年度において法第 72 条の 23 第 1 項の規定によりその例によるものとされる法人税法第 57 条第 2 項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の法第 72 条の 23 第 1 項若しくは第 4 項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令第 20 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 57 条第 2 項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第 6 号様式別表 9 の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載します。 (2) 法人税法第 58 条の規定の適用がある欠損金額及び令和 2 年旧法人税法第 58 条第 1 項に規定する災害損失欠損金額は、記載しません。	